

自民調査会 議連と連携、加速

自民党が、インターネットを利用した選挙運動を可能にする公選法改正に着手した。インターネット利用者が約七千万人ともいわれる中、よつやと重い腰を上げた格好だ。ネット解禁をめぐるっては、同党の選挙制度調査会のほか、自民、民主、公明三党の有志議員による政権公約推進議連(代表・逢沢一郎氏ら)も、マニフェスト選挙推進の観点から活動を進めている。調査会と議連は、車の両輪となって「ネット選挙」推進を加速する方針だ。

(本田英寛)

ネット解禁 「不利」一変

インターネット選挙の解禁は、数年前から必要性が指摘されながら、なかなか進んでいなかった。これは、自民党内に消極論が根強かったからだ。同党議員は旧来型の後援会や、業界団体の支持層を基軸に置く選挙を行ってきた。若者層、無党派層に利用が多いインターネット選挙を解禁することは「民主党を利するだけだ」という思いが強かった。

こうした空気は九月の衆院選で一変する。自民党は、選挙対策を仕切っ

衆院選で好感触

た世耕弘成参院議員らが中心となって、公示前にネット世代に積極的な情報発信。結果として民主党を上回る浮動票を獲得して圧勝した。

公示後、インターネットの更新が禁止されると、今度は「解禁してほしい」という要望が党や候補者に寄せられたほど。党内の大勢は「ネット選挙は自民党にも有利

スコラ

インターネット解禁をめぐる 公選法改正のポイント

- ◆ 現行公選法
142条は「選挙運動のために使用する文書図画は、法で規定するはがきやビラのほかは頒布することができない」と規定。現在はパソコン画面の文字、画像も文書図画に当たると解釈している。「選挙運動」は特定候補者の当選を目的として行う行為。「政治活動」は政治上の目的をもつ行為から選挙運動を除いたものを指す
- ◆ 政権公約推進議連
政党ホームページからのマニフェストのダウンロード
- ◆ 自民党選挙制度調査会
公示後の政党、議員個人のホームページ、ブログの新設と更新。メールマガジンの配信

だ」という感触を持つようになった。今、ネット解禁に向けた動きは二つある。一つは調査会で、政党、個人のホームページ、ブログ(日記風の簡易型ホームページ)、メールマガジンを選挙期間中も更新できるようにして、有権者に判断材料を提供しようというもの。もう一つの超党派議連は、配布場所などが制限されているマニフェストを有権者に一層浸透させるため、党のホームページからマニフェストをダウンロードできるようにする。こちらは二〇〇三年に発足。二年以上、議論が積み重ねられている。議連が調査会よりも限定的だが、国民に広く浸透しているインターネットを通じて、政策、政見などの情報を有権者に幅広く発信させようという思いは、調査会と一致している。今後は、議連代表で、自民党幹事長代理にも就任した逢沢氏が調査会との間を取り持つ形で、具体的な改正内容や日程などを協議することになりそうだ。